

# 亀山

かめやま  
市議会だより

令和7年  
12月定例会号

vol.105

令和8年3月1日  
発行 三重県亀山市議会  
編集 広聴広報委員会





どうだった？

# 定例会のあらまし

11月28日から12月22日まで開催しました。



## 12月定例会 今回の注目ポイント

全会一致  
可決

### 令和8年4月1日からこども誰でも通園制度が始まります！

議案第81号 亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度「こども誰でも通園制度」が創設さ

れ、児童福祉法による認可事業である乳児等通園支援事業として位置付けられたことから、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、本条例を制定するものです。

賛成者多数  
可決

### 地域限定保育士が加わります！

議案第86号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第87号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

#### 地域限定保育士とは

特定の自治体を実施する試験に合格することで、登録から3年間はその地域のみで保育士として働ける資格です。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、家庭的保育事業等を行う場所に置かなければならないとされている保育士に地域限定保育士を追加する改正、乳幼児健康診査による家庭的保育事業者等の健康診断の代替に関する改正等が行われたことから、市の当該基準について、所要の改正を行うものです。

また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業を行う場所に置かなければならないとされている放課後児童支援員に地域限定保育士を追加する等の改正が行われたことから、市の当該基準について所要の改正を行うものです。

#### 本会議での主な質疑

- 地域限定保育士について
- 市内に地域限定保育士はいるのか
- これまでの保育士との違いについて
- 保育現場の保育士不足の解消につながるのかについて

#### 本会議での反対討論

- 保育士の労働環境の抜本的な改善を行わず、規制緩和により資格取得者を増やそうとすることは、適切ではない。

## 提案された議案 32件

条例制定…… 1件 人事案件…… 14件  
条例改正…… 9件 議員から  
補正予算…… 7件 提案意見書…… 1件



賛成者多数  
**可決**

## 国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

議案第88号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものです。

国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げます。

### 本会議での主な質疑

- 課税限度額を引き上げる理由について
- 課税限度額の引き上げにより、全体の税率を抑えて、低所得世帯の負担の抑制を図るといったやり方は正しいのかについて

### 本会議での反対討論

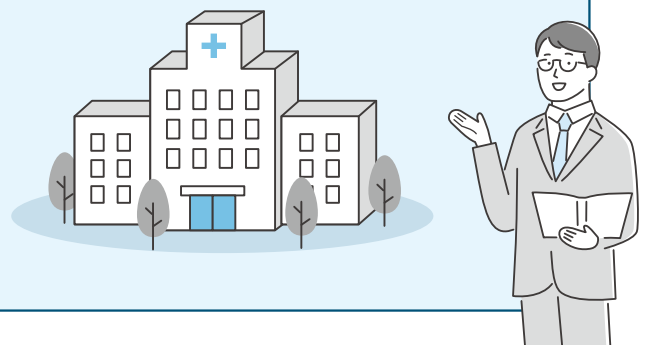
- 市では、課税限度額を超過する市の世帯の割合は低く、国に準じて課税限度額を上げる必要はなく、市の特徴をつかみ、保険者として税を決定して事業を進めるべきである。

全会一致  
**可決**

議会から  
提案

## 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書

- 1 診療報酬については、物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。
- 2 令和8年度の診療報酬改定については、特に、入院基本料の見直しを行うこと。
- 3 自治体病院の経営の現状を考慮し、当面の経営上の危機を回避するためにも、令和8年度の診療報酬改定を待つことなく、人件費の増加や物価高騰など費用増に対応した、緊急的な財政支援を行うこと。



# 12月定例会に提案された議案と議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決  は、6ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
81	<b>亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</b> 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満の未就園児を持つ家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度「こども誰でも通園制度」が創設され、児童福祉法による認可事業である乳児等通園支援事業として位置付けられたことから、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、本条例を制定する。	可決	全員賛成
82	<b>亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について</b> 令和8年度を始期とする第3次亀山市総合計画に掲げる施策・事業を推進するに当たり、現組織・機構における課題等を検証し、所管事務の一部を変更する必要があることから、所要の改正を行う。	可決	賛15:反1
83	<b>亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について</b> 令和7年8月7日の人事院勧告における勧告事項のうち、月例給並びに期末手当及び勤勉手当に係る支給月数の引上げについて、国の一般職の職員等に準じて、市の一般職の職員及び一般職の任期付職員においても引き上げるため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
84	<b>亀山市手数料条例の一部改正について</b> 資産に関する証明書の交付について、県内市町における同様の証明書に係る交付状況に鑑み、また、交付に係る事務作業の円滑化等に資するため所要の改正を行う。	可決	全員賛成
85	<b>亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</b> 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び学校教育法において虐待防止に係る規定が創設されたこと等に伴う改正が行われたことから、市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
86	<b>亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について</b> 家庭的保育事業等を行う場所に置かなければならないとされている保育士に地域限定保育士を追加する改正、乳幼児健康診査による家庭的保育事業者等の健康診断の代替に関する改正等が行われたことから、市の当該基準について、所要の改正を行う。	可決	賛14:反2
87	<b>亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</b> 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業を行う場所に置かなければならないとされている放課後児童支援員に地域限定保育士を追加する等の改正が行われたことから、市の当該基準について所要の改正を行う。	可決	賛14:反2
88	<b>亀山市国民健康保険税条例の一部改正について</b> 地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が引き上げられたことから、所要の改正を行う。	可決	賛14:反2
89	<b>亀山市営住宅条例の一部改正について</b> 亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行う。	可決	全員賛成
90	<b>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について</b> 地方自治法の一部改正に伴い、関係する4つの条例について、所要の改正を行う。	可決	全員賛成

議案 番号	件名と主な内容	議決結果	
91	令和7年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について	可決	全員賛成
92	令和7年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	可決	全員賛成
93	令和7年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
94	令和7年度亀山市水道事業会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
95	令和7年度亀山市下水道事業会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
96	令和7年度亀山市病院事業会計補正予算(第1号)について	可決	全員賛成
97	令和7年度亀山市一般会計補正予算(第5号)について	可決	全員賛成
98	<b>亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について</b> 亀山市固定資産評価審査委員会委員の中野久生氏は、令和8年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
99	<b>亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について</b> 亀山市固定資産評価審査委員会委員の若林美津枝氏は、令和8年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として選任することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
100	<b>亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について</b> 亀山市固定資産評価審査委員会委員として、新たに篠原誠氏を選任することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
101	<b>亀山市農業委員会委員の任命同意について</b> 亀山市農業委員会委員の内田美由紀氏は、令和8年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
102	<b>亀山市農業委員会委員の任命同意について</b> 亀山市農業委員会委員の國分弘成氏は、令和8年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
103	<b>亀山市農業委員会委員の任命同意について</b> 亀山市農業委員会委員の小林和夫氏は、令和8年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
104	<b>亀山市農業委員会委員の任命同意について</b> 亀山市農業委員会委員の駒田六平氏は、令和8年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
105	<b>亀山市農業委員会委員の任命同意について</b> 亀山市農業委員会委員の伊達亀嘉氏は、令和8年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
106	<b>亀山市農業委員会委員の任命同意について</b> 亀山市農業委員会委員の中浦豊子氏は、令和8年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
107	<b>亀山市農業委員会委員の任命同意について</b> 亀山市農業委員会委員の野村幸生氏は、令和8年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
108	<b>亀山市農業委員会委員の任命同意について</b> 亀山市農業委員会委員の早川三雄氏は、令和8年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
109	<b>亀山市農業委員会委員の任命同意について</b> 亀山市農業委員会委員の宮崎敦子氏は、令和8年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
110	<b>亀山市農業委員会委員の任命同意について</b> 亀山市農業委員会委員の森下晃吉氏は、令和8年3月10日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
111	<b>亀山市教育委員会委員の任命同意について</b> 亀山市教育委員会委員の大平雅章氏は、令和8年2月21日をもって任期満了となることから、引き続き同委員として任命することについて、議会の同意を求める。	同意	全員賛成
議員 2	<b>危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援を求める意見書の提出について</b>	可決	全員賛成

※議員=議員提出議案

## 賛否の分かれた議案の表決結果

※賛は賛成 反は反対 なお、岡本公秀議長は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18	
議員名		古田 吉昭	櫻木 善仁	深水 隆司	草川 卓也	中島 雅代	森 英之	今岡 翔平	高島 真	新 秀隆	豊田 恵理	福沢美由紀	森 美和子	鈴木 達夫	岡本 公秀	伊藤 彦太郎	服部 孝規	櫻井 清蔵	
議案名	議案番号																		
亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について	議案第82号	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反
亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	議案第86号	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛
亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	議案第87号	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛
亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	議案第88号	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛

# 常任委員会の所管事務調査

## 令和8年のテーマ

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、毎年、委員会の活性化と機能の充実のため、所管に関するテーマを設けて、所管事務調査を実施しています。

各委員会は、それぞれのテーマに基づき、市の現状分析や市民団体等との意見交換会、先進地視察等を行いながら、9月まで調査研究を進め、10月には議長から市長へ提言書を提出します。

### 総務委員会

#### 新庁舎建設について

財政の健全化と地域防災力の強化を図るため、財政面における建設コストの圧縮や、災害拠点として求められる機能の在り方など、新庁舎建設の方向性について調査・研究する。

### 教育民生委員会

#### 健康政策の推進について

本市は健康都市をうたっているが、真に市民の主体的な健康づくり活動につながっているか、その取組状況を把握し、健康都市としてのあるべき姿について調査研究を行う。

### 産業建設委員会

#### 社会インフラにおける官民連携について

道路、上水道施設、公園緑地等の社会インフラにおいて、官民連携や民間活用の状況を確認し、新たな手法など今後の在り方について調査・研究を行う。

## 議会の主な動き

### 12月

- 8日 広聴広報委員会
- 9日 本会議 議案質疑  
予算決算委員会
- 10日 本会議 一般質問
- 11日 本会議 一般質問
- 12日 本会議 一般質問
- 15日 予算決算委員会産業建設分科会  
産業建設委員会  
産業建設委員会  
産業建設委員会協議会
- 16日 予算決算委員会教育民生分科会  
教育民生委員会  
教育民生委員会  
教育民生委員会協議会
- 17日 予算決算委員会総務分科会  
総務委員会  
総務委員会協議会  
総務委員会
- 19日 予算決算委員会  
議会運営委員会
- 22日 本会議 閉会  
予算決算委員会  
予算決算委員会協議会
- 23日 議会改革推進会議検討部会

### 1月

- 8日 広聴広報委員会
- 9日 政策検討部会
- 14日 広聴広報委員会
- 15日 佐賀県有田町行政視察来庁(川崎小学校)
- 19日 宮城県登米市行政視察来庁(議会改革)
- 20日 全員協議会  
予算決算委員会協議会  
産業建設委員会  
産業建設委員会協議会
- 21日 議会運営委員会  
総務委員会  
総務委員会協議会
- 27日 議会改革推進会議  
広聴広報委員会
- 28日 臨時会  
予算決算委員会
- 29日 鹿児島県垂水市行政視察来庁(中学生議会)
- 30日 教育民生委員会



# 一般質問 議案質疑

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問のごく一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。なお、各議員の質疑、質問の映像配信は2次元バーコードからもご覧いただくことができます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。



## ❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

## ❓ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけではなく、政策の見直しや提言を行います。



## 議案質疑

櫻木 善仁<新和会>



**【議案第82号】 亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について**

**Q** 改正の背景、必要性について現行組織を検証した課題はないのか。

**A** 学校部活動の地域展開を推し進めていく体制強化と歴史博物館の事務の効率化を図るための組織の見直し等が必要である。一部の所管事務、スポーツの推進に関する事項と歴史博物館の管理執行の権限に関して、見直しが必要であると判断した。

**Q** スポーツ振興を教育委員会の所管とする理由は何か。

**A** 少子化が進む中、将来にわたり子どもがスポーツ等の活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の地域展開の環境整備の必要性が高まっており、地域

の子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識の下で学校と地域が連携して対応していくことが不可欠であることから、事務の効率化も踏まえ、スポーツに関する事務を教育委員会に移管する。

**Q** スポーツ振興の所管が教育委員会に移ることで、従来連携してきた健康福祉部との関係が弱まっていくのではないかと。

**A** 健康分野との連携については、現在も分野横断的に教育委員会と健康福祉部は連携しており、今後も市全体で連携をしながら進めていけると考えている。

**Q** 博物館に関する事務を市長部局に移行する理由について尋ねる。

**A** 平成22年以降、歴史博物館に関する事務は市長部局の職員が補助執行という形で実施しており、今回の条例改正により法的に市長に職務権限を移行し、教育委員会の審議を経ることなく執行することにより、事務の効率化につながるものと考えている。



## 櫻井 清蔵&lt;勇政&gt;



### 【議案第82号】 亀山市行政組織条例及び亀山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

**Q** スポーツに関する所管は平成22年に教育委員会から市長部局の文化部に、令和4年に健康福祉部に移行しているが、今回また市長部局から教育委員会へ移行することについての考えを問う。

**A** 今回の移行は学校の部活動の地域展開における環境整備のために必要なものである。

**Q** 健康都市を掲げる亀山市にとってスポーツの所管が健康福祉部にある必要はないのか。

**A** 健康と運動の関連は極めて重要であるが、亀山市が目指してきた健康都市推進の創世期を一旦終え、健康政策については次のステー

ジに移行する時期であると考えている。

**Q** 市長部局にあったスポーツの所管を教育委員会に戻すのはこれまで成果がなかったからなのか。

**A** スポーツに関しては市長部局で政策推進を行ってきた。今回は部活動の地域移行という非常に大きな問題に対応するべく、スポーツと教育委員会をしっかりとリンクする。

**Q** 博物館に関する事務の職務権限を教育委員会から市長部局に移行するが、補助執行することに何か課題があったのか。

**A** これまで歴史博物館については市長部局が教育委員会の名で執行し重要なものは教育委員会の審議を受けるなど、歴史博物館を市長部局の組織とみなし運用してきた。今回の条例改正により法的に市長に職務権限を移行し、教育委員会の審議を経ないことで事務の効率化につながると考えている。



## 福沢 美由紀&lt;日本共産党&gt;



### 【議案第81号】 亀山市子ども誰でも通園制度について

**Q** 令和8年度から始まる『子ども誰でも通園制度』の概要を問う。

**A** こども誰でも通園制度は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的として創設された新たな通園制度である。対象児童は、生後6か月から満3歳未満の未就園児で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用することが可能である。令和7年4月1日から制度化され、令和8年4月1日から乳児等のための支援給付として本格実施される予定である。

**Q** 職員体制は保育士だけで対応するのか？

**A** 保育士で体制整備していきたい。

**Q** どこでどのように実施するのか？

**A** 公立保育所での実施を予定している。既存の保育所で受け入れ、保育活動は、年齢が近い子どもの集団での活動を経験するため在園児とともにを行う予定である。

**Q** どのように利用するのか。

**A** 希望する保護者は市の担当部署の窓口で申請を行う。担当課は審査を行い認定をする。その後保護者は利用する園で事前の面談を行う。通園を希望する日を予約し利用する。国から公定価格など示されておらず料金や保育時間など未定である。

**Q** 制度の広域対応について問う。

**A** 特別な要件はなく、居住する自治体から利用認定され、施設の予約可能枠に空きがあれば、広域で通園できる制度となっている。



森 美和子<公明党>



【議案第81号】 亀山市子ども誰でも通園制度について

Q 市内で対象となる人数と市で想定している人数について確認する。

A 0歳児は180名、1歳児は160名、2歳児は100名で計440名が対象となる。第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等による算出方法により、令和8年度の必要定員は8名と考えている。

Q この制度は全ての子どもが対象となるが、障がい児や医療的ケア児も市として受け入れていくのか確認する。

A 特別な配慮が必要な子どもも利用対象者となる。医療的ケア児の受入れには看護師の配置が必要となるが、実施園の状況を見ながら受入れ体制の確保に取り組んでいきたい。

Q どのように周知していくのか。

A 実施方法等が整い次第、市のホームページや市の公式LINEを活用して周知の徹底を図っていく。

【議案第86号及び議案第87号】 地域限定保育士について

Q 地域限定保育士が導入される背景について伺う。

A 保育士人材確保のために、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特別措置法として、保育士と同様の業務を行うことを可能とする制度であり、令和8年度から一般制度化されるものである。

Q 資格の取得要件について確認する。

A 通常の保育士試験では、筆記試験及び実技試験が必要だが、地域限定保育士は筆記試験と県が行う講習を終了すれば実技試験は免除されることとなる。



鈴木 達夫<結>



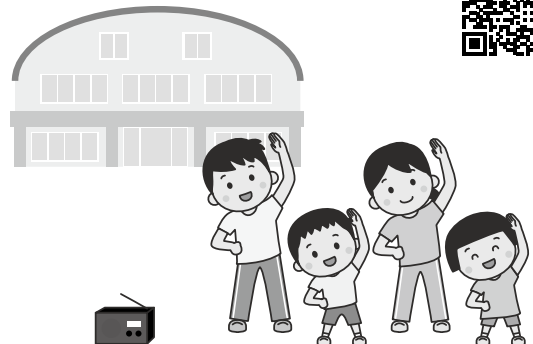
【議案第82号】 スポーツに関する事務の職務権限を市長から教育委員会に移行することについて

Q 一概に、スポーツといっても幅の広い範疇の中で、教育委員会に移行する職務権限と分掌事務の範囲について尋ねる。

A 現在、健康福祉部のスポーツ推進グループが所管している、スポーツ及びレクリエーションの推進、運動施設、関B&G海洋センターに関する事項が教育委員会に移管される。また、ウォーキングやラジオ体操、地域での健康体操など健康づくりのために行う運動については引き続き健康福祉部が所管する。

Q 今回の組織変更については、中学校の部活動地域展開への取組が大きな要因と考えるが、健康福祉部から教育委員会に移管することで、部活動の地域展開は、どのように推進が図られるのか。

A 部活動については現在、教育委員会が所管し、これまでも分野横断的に連携を図ってきたが、今後、地域スポーツ活動団体になりうる団体との連携を教育委員会に集約することで、部活動の地域展開をよりスムーズに取り組める。



## 深水 隆司&lt;新和会&gt;


**【議案第91号】 令和7年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について**
**●重点支援臨時交付金の増額補正について**

**Q** 物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の増額補正額1623万6000円は何に使われるのか。

**A** 重点支援地方創生臨時交付金は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に応じて必要な支援を行う事業に充当できるものである。今回、この交付金を活用し、児童・生徒の給食費の値上がり分の補填を行うとともに、公共施設における光熱費高騰分の補填を行うため、予算計上したものである。

**Q** 地域の実情に応じた、生活者や事業者向けの支援となっているのか。

**A** 生活者支援等について検討を行ったが、こ

れまでの事業規模や交付限度額を勘案し、市全体としてのサービスの維持も含めて充当事業を検討した。その結果、本補正予算においては、特に食材高騰による調達費用の増額分の補填を優先したが、交付限度額に到達しなかったことから、交付金の有効活用のため、公共施設の光熱費高騰分にも充当したものである。

**●市民税及び固定資産税の増額補正について**

**Q** 市民税及び固定資産税の増額補正に至った社会的背景をどのように分析しているのか。

**A** 個人市民税は、再雇用などで働き続ける方の増加や定額減税の終了により1億9600万円の増額となった。法人市民税は、電気機械器具製造業などの主要法人の業績が見込みより伸びたことから、全体で1億9800万円の増額となった。



## 服部 孝規&lt;日本共産党&gt;


**【議案第91号】 令和7年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について  
会計年度任用職員について**

**Q** 8月に人事院は国家公務員の給与改定に関する勧告と報告を行った。これを受けて一般職は給与を引き上げる補正予算が計上されたが、同じように市役所で働く会計年度任用職員の給与の予算補正がされなかったのはなぜか。

**A** 人事院勧告では会計年度任用職員の給与について勧告は行われていない。人材確保の面でも会計年度任用職員の報酬単価の見直しを検討していく。

**Q** 人事院勧告がなかったからやらなかったという答弁、これはおかしい話だ。市長などの特別職は勧告されていないが、令和5年には人事院勧告に準じてボーナスを引き上げる議案が出された。なぜ特別職は引き上げるの

に、会計年度任用職員は引き上げないのか。

**A** 人事院勧告によることはないのもそのタイミングで適切に全体のバランスを考慮しながら見直しをしている。

**Q** 令和4年12月『総務省自治行政局公務員部長からの通知』では、会計年度任用職員の給与水準の決定については一般職に則って行うこと、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で、給与や報酬について抑制を図る事は、改正法の趣旨に沿わないと述べられている。また令和5年6月『地方自治法の一部改正』により、会計年度任用職員にも勤勉手当が支給できるようになったことについての通知も出ている。当然人事院勧告でアップされたら引き上げるべきであるが、それをなぜしないのか。

**A** 勤勉手当については総務省の公務員部長の通知は、当然承知している。今現在、鋭意検討している。給与改定は年度途中のためしていない。



森 英之<結>



**【議案第83号】 亀山市職員給与条例及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について**

- 人件費の近年の伸び率と一般財源に占める割合について
- 人件費の増加における国の地方交付税の考え方について

**Q** 今回の人事院勧告による人件費の伸び率と一般財源に占める割合について、過去数年間の推移をお示しいただきたい。

**A** 人事院勧告に伴う給与条例の改正による一般会計の一般職の給料は、当初予算18億1467万4000円から5659万5000円の増、補正後予算額は18億7126万9000円で、3.12%の増となる。過去の数年の一般財源に占める一般会計の人件費の割合は、令和7年度は今

回12月補正予算で31.1%、それと令和6年度、令和5年度はそれぞれ3月補正後に31%である。

**Q** 人件費が上がる中で、国からの地方交付税措置は、人件費の増加について十分配慮されているものなのか。

**A** 地方公務員の給与改定に要する経費について、基準財政需要額を積算した個別算定経費のうち、例えば土木費、道路橋梁費の単位費用算定基礎の給与費では、令和6年度は職員数が7人分で3847万円に対し、令和7年度は3997万円となり、150万円の増となっている。

人事院勧告による給与の増に対する基準財政需要額への反映額は、具体的には算出できないものの、地方交付税を算定する上においては一定考慮されているものと判断できる。



一般質問

今回の事案を教訓に、今後しっかりとした対応を

深水 隆司<新和会>



**濁り水について**

- 濁り水発生時の初動について
- 給水所の開設について
- 地域住民への周知について

**Q** 11月1日に濁り水が発生したにも関わらず、11月5日ようやく全庁的な動きとなった。なぜもっと早く全庁的に対応できなかったのか。

**A** 濁り水が発生した11月1日および再発した3日は、通常の濁り水対応の範ちゅうであると捉えていたため、上水道課単独での対応とした。11月4日にも濁り水が発生したため、課のみでの対応は困難であると判断し上下水道部全体での体制を取ったが、その後も事態は収束に向かわず、従来の対応では限界があると判断し11月5日に全庁体制へと移行した。

**Q** 給水所は各集会所に設置すれば、地域の方の協力が得られ、高齢者や身体の不自由な方などに速やかな対応が取れる。各集会所に給水所を設置できないのか。

**A** 現在、上水道課で備蓄している仮設給水槽は4基である。給水所の設置は、この仮設給水槽の数に限りがある中で、地域の状況や住民の皆様の利便性も考慮し、効率的かつ利便性の高い場所を選定することに努めた。今後は、仮設給水槽の増強を図るとともに、給水体制のあり方について検討を進めていく。

**Q** 地域に情報が伝わらなかったが、今後どのように地域住民に周知していくのか。

**A** あらゆる媒体を活用し状況を随時伝えてきたが、情報が届かなかった方がいたことを重く受け止め、今後は緊急時において、より迅速かつ効率的な広報活動を展開できるよう、車載用スピーカーの増設を検討し、防災部局との連携強化を図っていく。

【その他の質問】

- ・自治会支援について
- ・市の情報発信について



## 濁り水、原因が判明していないのに収束なのか

今岡 翔平<勇政>



### ●濁り水について

**Q** 今回発生した濁り水の原因はいつ頃わかるのか。

**A** 今回の事象はさまざまな要因が関係している可能性が高く、安易にいつまでに解明するということとはかえって調査を拙速にし、本質的な見落としにつながりかねず、現在、水道関係の高度な知見を有する研究者や専門事業者などに相談や協力を仰いでいる。

**Q** 濁り水の原因が判明していないのになぜ収束としたのか。

**A** 11月12日時点で水道法の水質基準を下回る安全性が確認されている。水質検査の結果、飲用に供しても差し支えない数値が確認されたため収束と判断した。

**Q** ある自治会からの依頼に応じて濁り水の発生状況についての文書を作成して配布したと聞いたが、その文書を他の自治会にも配布するという考えはなかったのか。

**A** 決裁の過程で他の自治会にも配布すべきとの議論はあったが、その時点で濁り水が収束に向かっていったことやその他の対応に従事しており結果として配布ができなかった。そのことについては深く反省している。

**Q** 今後同じような事態が起こった時に市はどのような対応をするのか。市長の考えを問う。

**A** 広範囲に渡り市民生活にご不便をおかけしたが、直ちに避難が必要となるような切迫した状況には至っていなかった。個別の課題については検証して次に生かしていくことが大事と考えている。

### 【その他の質問】

- ・令和7年12月定例会教育行政現況報告について
- ・行政組織の変更について



## 昨年11月の濁り水市の対応の検証を求める

福沢 美由紀<日本共産党>



### 長期に及ぶ濁り水に対する市の対応について

**Q** 水道管の耐用年数を問う。

**A** 濁り水が発生したと想定される場所の水道管は最も古いもので昭和54年から55年に敷設されたもので、既に45年が経過をしている。水道管の『法定耐用年数』は40年であるが、国土交通省が更新基準として定めるのは『実使用年数』である。ダクティル鑄鉄管の実使用年数は60年から80年であり、これを目安に計画的に水道管の更新を進める。

**Q** 今回の対応にあたった給水車や仮設給水槽の数は最大限の稼働であったのか。また、高齢者、障がい者などのためにも防災安全課が備蓄しているペットボトル水の活用が必要だったのではないかと。早期の給水活動開始を求める声に対して適切な対応であったのかを問う。

**A** 仮設給水槽は全部で4基であり、今後増強を図っていく。今回のような長期にわたる事案に関しては、給水車の早期手配に心がけるとともに、地域における給水体制のあり方について、高齢者や水が不可欠な乳幼児のいるご家庭に対して個別に対応することも含め改めて検証を深め、今後の緊急時対応に活かしていく。

**Q** 濁りが解消した水だけでなく、濁り水の水質検査も必要ではないか。

**A** 濁り水の水質検査は今まではやってこなかったが、今回のことを通してサンプルだけでも取ることを心がけていくべきと考えている。

**Q** 今後、濁り水が出たときには、少しでも情報として連絡した方が良いのか。夜間や休日も含めどこに連絡すべきか。

**A** 平日と同じく上水道課の代表番号である0595-97-0621に連絡をいただきたい。

### 【その他の質問】

- ・公共施設へ授乳室の設置を



## フランス発祥の「ユマニチュード」の導入を！

森 美和子<公明党>



### 導入の考え方について

**Q** 当事者にとって寝たきりの防止や身体機能の維持などQOLが向上し、ケアの質の向上や介護者の負担軽減になると言われている。この技法を認知症ケアの研修に導入すべきだが、市の見解を問う。

**A** 今後、研修の機会を通じて、具体的な導入を検討していきたい。

\*「ユマニチュード」とは、人間らしさを取り戻すという意味を持つフランス語の造語。感情記憶などに働きかけ、相手に安心感を与え受け入れてもらい、信頼関係を築くことを目指す技法

### 健康都市を宣言している当市での予防医療の推進について

**Q** COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、主にタバコやPM2.5などの有害物質が原因で呼吸し

にくくなる疾患で、重症化すると呼吸不全に陥ったりする生活習慣病の一つである。市民に対してチェックリストを活用するなど普及啓発が必要だが、見解を問う。

**A** 健康日本21において重症化予防などの総合的な対策を行うことが重要であるとされている。本市においても、認知度の向上や予防、早期発見に向けてチェックリストなども活用しながら周知啓発していきたい。

### 地籍調査について

**Q** 市の進捗率は1.91%で県内29市町で25番目、14市中13番目と低いが、なぜ進まないのか。

**A** 人員不足と予算が十分でないことや、土地所有者などの協力や合意を得ることに苦慮している。

**Q** 土地家屋調査士など専門家と連携して進めている自治体があるが、官民連携の考え方を問う。

**A** 官民連携により円滑に現地調査を進めることができる一方で、費用の増大や責任の所在が不明確になる恐れがある。



## 規制なき太陽光に待った！実効性ある独自条例制定へ

草川 卓也<結>



### 太陽光発電施設の適正な導入と規制に向けた独自条例の早期制定について

**Q** 国の認定（FIT・FIP）を受けない小規模な野立て太陽光発電施設が増加傾向にある。これらは市の指導権限が及ばず、実態把握すら困難である。防災上の脆弱性、排水や法面崩落などの危険も指摘されているが、この現状をどう認識しているか。

**A** 国の認定を受けない施設や、認定を受けていても出力50KW未満の施設等については把握できていない。また、把握できている太陽光発電施設についても、設置に伴う法面保護や排水対策等の指導については、農地法や環境保全条例に該当する一部を除き行っていない。法面崩落の危険性のあるような施設があ

るといことは把握しており、市民の方から問合せがあった場合は現地確認を行い、管理状況を把握している。

**Q** 住民からは「工事直前の通知だけで意見が言えない」「将来の放置が怖い」などの切実な声も上がっている。法的拘束力のない現行ガイドラインでは限界ではないか。委員会の提言を踏まえ、全設備の規制対象化、禁止区域の明確化、撤去費用の担保など、「実効性ある強い条例」を早期に制定すべきと考えるが、見解を尋ねる。

**A** 自然破壊や景観、生活環境に影響を及ぼす野立て太陽光発電施設を規制する条例の必要性を認識している。市独自の考え方を盛り込んだ条例案を、令和8年3月定例会で提案できるよう検討する。

### 【その他の質問】

- ・AIサーバー生産などの産業構造転換を好機とした市内産業の活性化について
- ・コストコ誘致の実現について
- ・大規模濁り水問題について



地域を支える「協同労働」をご存じですか？

櫻木 善仁<新和会>



市民活動支援の強化と協同労働の可能性について

Q 協同労働に対する市の認識と市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」との連携について尋ねる。

A 協同労働は令和4年10月に施行され、労働者協同組合法により、働く人が自ら出資し、組合員として事業の経営に主体的に関わりながら地域に必要な仕事をする働き方です。子育て支援や高齢者介護などを仕事にできることから、多様な働き方を実現し地域や社会課題解決に貢献できるメリットがあるものと認識している。今後は、「ぷらっと」の中間支援機能を生かして、協同労働の普及、啓発や事例の紹介などを行ってまいります。

Q 地域課題に向けた協同労働の可能性と高齢者の活用について尋ねる。

A 市民活動団体やちよこボラなどの地域で活動される方々が、法人化をすることにより地域課題を解決する活動展開がしやすくなる可能性が考えられる。元気で活力のあるシニア世代の方々、幸せな高齢者が活躍できるよう、福祉をはじめとして、環境や労働を所管する商工観光課などの関係部署とも連携をしながら、普及、啓発等の支援を行う考えである。

Q 普及啓発・連携支援の強化について尋ねる。

A 令和8年、年明けに「ぷらっとカフェ15（いこう）」の機会を利用して、県の担当職員とともに普及、啓発を行う予定である。また、労働の窓口の商工観光課との連携を図りながら、協同労働という理念の理解増進にも努めていく。

【その他の質問】

- ・自然保育・体験活動の総合計画との関わり
- ・太陽光発電施設に係る市独自の規制・指導体制の構築と条例整備



関町小野地区の造成工事何が出来るのか

伊藤 彦太郎<勇政>



開発行為について

●関町小野地区の開発行為について

Q 現在大規模な造成工事が行われているが、市の把握している内容を問う。

A 民間開発事業者が工場施設用地の造成を目的として敷地造成を行っている。事業者より亀山市を經由して三重県に開発の許可申請がなされ開発許可となり、令和8年10月31日の造成工事完了に向けて工事を進めている。開発総面積が約4万1000㎡、内訳としては、約3万2000㎡の工場用地、約5500㎡の調整池、約3000㎡の緑地、約600㎡の道路となっている。

Q 当該地区の開発は過去に頓挫したこともある。工場なら特に問題はないのか、制限等はないのか。

A 三重県で都市計画法第29条第1項の許可を受けて、許可条件として予定建築物等の用途が工場施設となっており、原則、工場施設を建設することになる。都市計画法による用途地域の制限では、当該開発場所の用途地域が無指定であるため、例えば店舗、飲食店等、遊技場、展示場等でその床面積が1万㎡以内のもの、その他事務所や倉庫などが建築できる。また、工場の中でも産業廃棄物処理施設は、その他の規定による許可や市からの同意等が得られれば建築することができるが、開発許可の要件として工場施設としているため、原則それ以外の建築物は建築することができない。しかしながら、進出企業の状況によっては、事業者の手続により、一定条件の下、環境保全上支障がないと認めて県が許可したときは変更も可能であると考えている。

【その他の質問】

- ・白木一色地区入口付近の開発行為について 等



## 産後ケア事業の 宿泊型と通所型の実施を

服部 孝規<日本共産党>



### 産後ケア事業の拡充について

**Q** 県内29市町の産後ケア事業の実施状況について伺う。

**A** 宿泊型と通所型は29市町中28市町、訪問型は26市町が実施している状況である。本市は訪問型のみ実施している。

**Q** 令和8年度から産後ケア事業の宿泊型と通所型が実施できないのか。

**A** 早期実施に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えている。

### 亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想について

**Q** 基本構想を考える場合に、2011年に策定さ

れた「亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画」まで遡る必要がある。14年前の時点で延命化し、2029年度に稼働を終えると市は決めていた。その時点から整備計画を立てていれば2030年には間に合った。なぜもっと早く整備計画を立てなかったのか。

**A** これまで、亀山市が単独でやっていくかどうか検討し、広域での可能性についても調査をし、働きかけをしてきたが、亀山市だけの考え方では、整備のスケジュールや手法もあり実現に至らなかった。

**Q** 令和4年度から6年度までの亀山市の3年の市民1人当たりのごみ処理経費の平均は2万7980円で、愛知県、静岡県の人口5万人程度の市と比べて1人当たり1万2000円高い、この要因が何なのか。

**A** 処理方式が本市はガス化溶融方式である。近隣市町との広域によるごみ処理を行えばコストは下がるが、単独処理であるため高くなっている。



## 未利用財産の有効活用を！

古田 吉昭<結>



- 市有地について
  - (1) 管理状況について
  - (2) 今後の計画について
- 未利用地の活用について

**Q** 市内外に大小たくさんのお公有財産があり、放っておいても維持管理費がかかってくるが、土地や建物の現在の管理状況を伺う。

**A** 現在、売却の方針を決定している市有地は、若草住宅跡地の一部、新所住宅跡地、亀田(落崎)住宅跡地、野村住宅跡地、和田住宅跡地である。若草住宅跡地の一部と新所住宅跡地については昨年度末に、亀田(落崎)住宅跡地については本年4月に売却に係る入札公告を行ったが、入札参加の申込はなく、現在は先着順により購入希望者を募集している。野村住宅跡地と建物が残っている和田住宅跡地については売却に向けた課題整理を進めている。

**Q** 利用していない遊休資産を専門の民間事業者に委託するなど、今後の活用の考えを伺う。

**A** 行財政改革大綱や財政構造改革でも上げている未利用地の売却や貸付けによる歳入の確保、維持管理にかかる人件費や草刈り等のコスト削減につながることから公民連携による手法を含め、効果的な取組を積極的に推進することを考えている。未利用地を整理した上で対象物件を市ホームページに公表する。また、貸付け可能な土地などを整理していく。現在、貸付けを行っている物件が売却に繋がれば税収入による歳入確保となるため、一層取り組んでいきたい。

**Q** 遊休資産の活用方法を経営能力、人材、設備、技術といった実績やノウハウを持った民間事業者と共に考えていく。市民にアイデアを募集したり、将来利用予定があっても定期借地権を利用し整備して貸付けするなど様々な活用方法があると思うが、今後どのように進めていくか市長に伺う。

**A** 公民連携の手法も含めて、効果的、積極的な展開を進めていく。狭隘な土地、不整形な土地であっても利用ニーズに合えば展開できるケースもあるので、一定基準以上の整形された土地に限らず民間のノウハウの活用を研究しながら展開できればと考えている。

#### 【その他の質問】

- ・空き家対策について
- ・防犯対策について
- ・防災対策について



## 新たな水源地を確保すべき

櫻井 清蔵<勇政>



- 11月1日から発生した第3水源地域（市南部地域）の水道水の濁り水について

**Q** なぜ市長として災害対策本部を設置しなかったのか。

**A** 本市の地域防災計画において災害とは、市民の生命・財産に著しい被害が生じる事態を想定している。今回は生命を守れないような切迫した状況には至っていなかった。11月5日、上下水道部長を中心に、危機管理監を加え全庁的な応援体制とし、迅速な、排水作業、給水の作業、広報の作業、その応援体制をとった。

**Q** 災害用の備蓄水をなぜ活用しなかったのか。

**A** 何か災害が生じた場合のために、備蓄水をここで使うということではなく、従来の赤水対応で行っている給水活動で対応した。

## 亀山市らしい部活動の地域展開へ

森 英之<結>



- 指導員の育成について
- 地域展開における行政支援について

**Q** 今後、部活動の地域展開の中で、指導員の育成が重要になってくる。指導員になるには一定の資格が必要ではないかと考えるが、資格を取得した人に対して認定をするのか。

**A** 指導員となられる方の資格等の要件は、現在国のほうで有識者会議によりガイドラインなどが出されている。人材を育成するための研修も書き込まれており、検討は必要と考えている。

**Q** 指導者の育成、資格要件について、教育長に見解を尋ねる。

**A** 指導者が適切な資質や能力を備え、保護者、生徒から信頼される指導者の下で指導が行われることが非常に重要であると教育委員

**Q** 学校給食で4日から6日にかけて提供されたのがパンとレトルトカレーと牛乳、6日はご飯、レトルトカレーであった。7日からは関給食センターで給食を調理した。これらは教育委員会の判断か。

**A** 亀山南小学校と昼生小学校について、教育委員会で濁り水の影響が継続する可能性もあると判断し、給食用備蓄食での対応ができるだけ短期間で済むように他校等からの配送を早急に検討した。

**Q** 旧関町では3053戸について5つの水源がある。旧亀山市では18207戸で8カ所ある。今回のような事案を防止するために水源地の拡充をすべきではないか。それも含め、今後の水道行政を市長を中心に進めていくべきではないか。

**A** 新たに一つ水源を掘るには数億円のコストがかかる。管路の更新、安定的な供給、財源、今後に向けたこういう議論が大事であると考えている。

### 【その他の質問】

- ・インフルエンザ予防接種について等



会も考えている。これらの資質を育成していくため、地域クラブ活動の指導員の方への研修会の実施や資格やライセンスなど、国の方針にも準じながら検討は行っていきたい。地域クラブ活動においても、学校部活動と同様に、事故や暴力、ハラスメントなど、不適切な行為などの防止を、子どもたちの人権を守る上でも徹底していかなければならないと考えている。

**Q** 指導者の報酬など地域展開における行政支援について、文化振興基金を活用するのはどうか。

**A** 持続可能な体制を築いていくために、国と地方が一定の支援をしていくことが望ましい。基金の活用については、文化振興基金など関連する基金で、一定の可能性としてはあるものと認識をしている。

### 【その他の質問】

- ・小・中学校体育館への空調設備設置について
- ・中学校全員喫食制給食について



二つの幼稚園は、令和8年から統合できたのではないかと？

鈴木 達夫<結>



公共施設の統廃合に向けた検討について

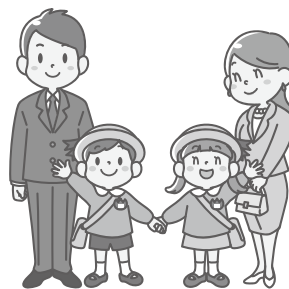
**Q** 令和6年11月に決定した、みずほ台幼稚園と井田川幼稚園の統廃合を、いきなり令和7年からでは無理がある。しかしながら、令和8年に実行することなく、なぜ令和9年まで延伸したのか。その理由を伺いたい。

**A** 統合の時期については、令和6年に両園に入学した園児が、途中で転園することなく、それぞれ選んだ園で卒園をしていただくことを基本としている。

**Q** 園児たちが一定の集団の中で、時に揉まれ、あるいは刺激し合って共同作業をしたり遊びや学びをする。これこそが統廃合の第一の目標ではないのか。

**A** 多くの園児が共に活動することにより様々な関わりが生まれ、集団の中での活動による気づきや友達との関係性の中で折り合いをつけるとか、そのように学ぶべきことや成長する内容は非常に多いものとお考える。

一方で、保護者の方が、各園を選ばれて、入園された園に対する思いや、園の方針に対する思いもあり、大切に進めていきたい。



ガソリン暫定税率廃止による、地方財政措置の要望を

高島 真



ガソリンの暫定税率について

**Q** ガソリン暫定税率廃止に伴う亀山市への影響について尋ねる。

**A** ガソリン税は国税である揮発油税と地方税である地方揮発油税で構成されており、地方の収入となる地方揮発油税は5.2円である。そのうち暫定税率分は0.8円である。ガソリン暫定税率の廃止に伴う本市への影響を令和7年度当初予算で試算すると、約670万円の減収となる。現時点で代替財源について国は詳細を示しておらず、地方交付税をはじめとする地方財政措置をしっかりと手当てしてもらえるように、全国市長会をはじめ全国知事会は強く要望を続けている段階である。

通学路について

**Q** 通学路となっている安楽川沿いの河川管理道路と、川合町地内の国道306号交差点の交通安全対策について尋ねる。

**A** 令和6年度も亀山市通学路交通安全プログラムに基づく通学路要望とした河川管理道路については、三重県鈴鹿建設事務所から、経年使用による通路状況の悪化が見られた場合は、対策手法について検討するとの回答があった。今後も通行への支障が生じないか十分に注視するとともに、学校での交通安全指導などを継続的に行って、生徒が安全に通学できるように努めていく。

また、歩車分離式信号機の設置については、信号機設置の管轄である亀山警察署から、国道306号への影響が大きく、現時点での歩車分離式への変更は難しいとの回答があった。引き続き亀山警察署など関係機関と情報共有し、周辺の交通状況を注視するとともに、学校での交通安全指導や地域の方々などによる見守り活動などご協力をいただきながら安全対策を行っていく。



公共交通は  
まちづくりのインフラ投資！

豊田 恵理



立地適正化計画における  
公共交通ネットワークの  
強化について

**Q** 公共交通を都市構造を維持するインフラとして優先的に投資し、沿線地価や資産価値を維持・向上させることが人口減少社会に必要な都市経営ではないか。

**A** 立地適正化計画はもとより総合計画が目指すコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりには、居住や都市の生活を支える都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通の再編等によるネットワークの形成を一体となって進める必要がある。そのため公共交通は、生活を支えるための都市機能が集約された都市拠点と周辺地域を結ぶネットワークの確保に加え、都市拠点におけ

る公共交通のサービスレベルを高めて都市機能向上や住居の立地促進が期待されるなど、目指す将来都市像の実現に向けて進んでいくと考えている。

**Q** 公共交通で「お出かけ」をつくる仕組みが必要ではないか。

**A** 本市の持続可能な公共交通ネットワークの確立は、まちづくりとの統合はもとより、真の移動需要の把握とそれに応じた輸送サービスの内容の検討に加え、乗って残すという考え方の下、様々な利用促進策を展開することが重要である。移動目的が生じた際にその手段として公共交通が選択肢に加えられる思考を広げていくことが必要であり、公共交通には定時性や安全性、自分時間が持てる快適性のよさがあるので、まずはそれらへの気づき、体感できる機会づくりが利用促進としては有効であり、公共交通による「お出かけ」をつくる仕組みづくりは有効であると考えている。



方針を活かし、  
限られた資源で最大限の効果を

中島 雅代



行政経営の重点方針について

**Q** 「行政経営の重点方針」とはなにか。

**A** 当該年度の当初予算編成等に先駆けて、その前年度において市長が行政経営を行う上で政策面、財政面、組織面において特に重視したり、力点を置いたり、推進すべき事項を当該年度の最上位の方針として定めるものである。

また、主に行政内部に対して政策、財政、組織の三側面において直接的かつトップダウン的な影響があるものである。

**Q** 「令和8年度行政経営の重点方針」にある「市民の幸福度の向上」とはなにか。

**A** 都市が有する多様な地域資源を活用しながら、市民個人、まちや地域の現在だけでなく

将来における幸福感を高めるものであって、まちとそこに暮らす人々を最良な状態に保てるような様々な分野の取組を通じて住みよさを向上させ、持続的に発展できるまちを形成することで、本市に暮らし、集う人たちが「ここがよかった」と実感できる状態にしていくことである。

**Q** どのように市民の幸福度の向上を確認するのか。

**A** 国のデジタル庁が示す地域幸福度指標（ウエルビーイング指標）を活用した市民アンケートを実施している。

この国の指標を用いた調査は、環境や福祉、交通、教育、住環境などの生活環境や地域の人間関係など、多分野にわたる現状を主観的な調査と客観的なデータに基づいて数値化するとともに、全国的な偏差値を示すものであり、おおよその本市における幸福度や生活満足度に加え、本市の特徴を俯瞰的に把握できるものである。

ウエルビーイング調査における地域幸福度についても定点観測をしていきたいと考えている。



## 表紙写真から

おでん作り（なのはな保育園）

毎年恒例のおでん作り、年長児が食材を切ったり、卵の殻をむいたりして準備します。

園舎前の畑で、自分たちが育てた大根を、お当番さんが「固いな〜！」と収穫したもの

を頑張って切りました。

給食時に振る舞われると「おいしい!」「大根、包丁で切った時は固かったのに、柔らかい!!」と大満足の子どもたちでした。

## 令和8年 3月定例会日程(予定)

2月20日	3月定例会開会	10:00～	16日	総務分科会	10:00～
3月4日	代表質問	10:00～		総務委員会	
5日	議案質疑	10:00～	18日	予算決算委員会	10:00～
6日	議案質疑	13:00～	23日	予算決算委員会	10:00～
9日	議案質疑	10:00～	24日	予算決算委員会	10:00～
	予算決算委員会		25日	議会運営委員会	10:00～
10日	一般質問	10:00～	26日	3月定例会閉会	10:00～
11日	一般質問	10:00～			
12日	産業建設分科会	10:00～			
	産業建設委員会				
13日	教育民生分科会	10:00～			
	教育民生委員会				

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会で決定します。  
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。  
ホームページにも掲載しています。

## 議会の会議の様子をご覧いただけます。

市議会の定例会及び臨時会の本会議、常任委員会(総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会)の様子をライブ及び録画で配信しています。

スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけますので、議案審議・審査等の様子をぜひご覧ください。



視聴方法	インターネット配信		ケーブルテレビ放送	
	ライブ	録画	ライブ	録画
本会議	○	○	○	○
常任委員会(総務・教育民生・産業建設・予算決算)	○	○	-	-

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。  
**皆様のご意見をお寄せください。**

■問い合わせ先／三重県亀山市議会事務局 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 ☎(0595)84-5059 Eメールアドレス gijichousa@city.kameyama.mie.jp

20 かめやま市議会だより-105 かめやま市議会だよりは、古紙パルプ配合率60%、白色度78%の再生紙および植物油インキを使用しています。 リサイクル適性

市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください [亀山市議会](https://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/)  <https://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>

